

	指摘事項	対応措置
企画部		
法務文書課	令和5年度及び令和6年度の地方を守る会総会参加費資金前渡について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが複数あった。	参加者が決定した後に支出負担行為による支出決定の手続きを失念したものです。今後は、参加費の支出の決定について起案し、課長決裁により支出の決定を行います。
	令和5年度弘前市土手町倉庫公文書運搬業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。	契約規則第34条第1項第2号の「過去2箇年」を「過去2箇年度」と誤認して履行実績の確認を行ったものです。今後は、担当者が契約規則に基づく適正な事務の遂行に努めるとともに、決裁過程において確実にチェックを行います。

	指摘事項	対応措置
総務部 契約課	令和5年度及び令和6年度のインターネット公有財産売却システム利用料について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが複数あった。	不用品の処分を行う際、売払い額の確定時に支出負担行為を行います。

	指摘事項	対応措置	
財務部			
	管財課	令和6年度市役所駐車場使用料について、歳入の会計年度所属区分を誤っていた。	令和7年3月31日に領収した分については令和6年度の歳入へ更正しました。今後は領収した日の属する年度の歳入として処理します。
	管財課	令和5年度弘前さくらまつり警備等業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。	認識不足により対象期間外の業務を履行実績として採用したものです。今後は決裁時において期間や業務内容の確認を徹底します。
	管財課	令和6年度市役所駐車場管理業務における公金収納に関する事務の委託について、地方自治法第243条の2第2項に定める告示をしていなかった。	認識不足により告示しておりませんでした。今後適正に処理してまいります。
	資産税課	令和4年度、令和5年度及び令和6年度の減免申請に係る預貯金取引照会手数料について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが多数あった。	別途起案又は支出負担行為書に決裁を受けることにより支出負担行為が行われることを担当者及び係長で確認、共有し、令和7年度から実行しています。
	資産税課	令和4年度及び令和5年度の研修参加料について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが複数あった。	別途起案又は支出負担行為書に決裁を受けることにより支出負担行為が行われることを担当者及び係長で確認、共有し、令和7年度から実行しています。
資産税課	令和4年度、令和5年度及び令和6年度の現金取扱日計簿について、管理している現金と符合していないものが複数あった。	現金取扱いの実態と一致するよう記載方法を改めることとし、令和4年度、令和5年度及び令和6年度についても修正後のものに差し替えました。	

	指摘事項	対応措置
商工部		
商工労政課	令和5年度及び令和6年度の会場借上料について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが複数あった。	当初の起案時には、会場借上料の金額等が確定していなかったことから、後日請求を受けた時点で支出負担行為を行っていたものです。今後は、起案時に支出負担行為を行うよう徹底します。
	令和5年度弘前市特定計量器定期検査業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。	過去の履行実績の契約日及び契約金額について、決裁過程において確認を行いながら、履行実績の可否を判断します。
	令和6年度弘前職業能力開発校第二校舎漏水修繕工事について、契約相手として決定した見積書に課長決裁を受けていなかった。	マニュアルを確認しながら事務処理を行うとともに、決裁過程において確認を徹底します。

	指摘事項		対応措置
固定資産評価審査委員会事務局	<p>令和5年度及び令和6年度の固定資産評価審査委員会運営研修会受講料について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが複数あった。</p>	<p>当該支出については、従前において「テキスト代」であったため消耗品費としていたものを、令和4年度にオンライン受講になった際テキストがなくなり「受講料」になったため、負担金とすることが相当であると判断し、支出科目を変更しておりましたが、このときから支出負担行為の手続きを失念していたものです。</p> <p>今後は、財政課所管事務取扱要領を遵守し、支出負担行為を適切に行います。</p>	